



# 埼玉県報

号 外 第 6 号  
平 成 2 4 年 3 月 3 1 日  
土 曜 日

## 目 次

### 条例

- [埼玉県税条例の一部を改正する条例のあらまし\(税務課\)](#)
- [埼玉県税条例の一部を改正する条例\(税務課\)](#)

### 規則

- [埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則\(税務課\)](#)

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十六号）（税務課）

### 一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、自動車取得税に係る環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置について要件を変更して延長するほか、必要な規定の整備を行う。

### 二 内容

#### (一) 不動産取得税

ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成二十六年三月三十一日まで延長する。

イ 新築住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数を三年（本則二年）に緩和する特例措置の適用期限を平成二十六年三月三十一日まで延長する。

ウ 住宅及び土地の取得に係る税率を三％（本則四％）とする特例措置の適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長する。

エ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長する。

#### (二) 自動車取得税

ア 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録を受けるものの取得に係る非課税措置について、対象の見直しを行った上で、その適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長する。

イ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に四分の一を乗じて得た率とする特例措置について、対象の見直しを行った上で、その適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長する。

ウ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に二分の一を乗じて得た率とする特例措置について、対象の見直しを行った上で、その適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長する。

エ 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定のハイブリッド自動車及び一定の軽油自動車（エにおいて「低公害車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の低公害車の取得に係る税率の

特例措置を廃止する。

オ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（オにおいて「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、電気自動車等を対象に追加した上で、その適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長する。

カ 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、取得価額から千円を控除する特例措置を講ずる。

キ 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、取得価額から六百五十万円（乗車定員が三十人未満のものは、二百万円）を控除する特例措置を講ずる。

ク 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受ける者の取得について、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、取得価額から百万円を控除する特例措置を講ずる。

ケ 次に掲げるトラックで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十七年三月三十一日（ア）のトラックのうち車両総重量が二十トンを超えるもの及び（イ）のトラックは、平成二十六年十月三十一日）までに行われたときに限り、取得価額から三百五十万円を控除する特例措置を講ずる。

（ア） 車両総重量が八トンを超えるトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であって、平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「制動装置保安基準」という。）に適合するもの

（イ） 車両総重量が十三トンを超えるトラック（けん引自動車に限る。）であって、平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準に適合するもの

コ 警戒区域設定指示区域内の自動車以外の自動車の取得に係る自動車取得税の納税義務の免除措置について、対象となる区域を自動車持出困難区域とするよう改める。

### （三） 軽油引取税

軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長する。

(四) 自動車税

ア 環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、対象の見直しを行った上で、適用期限をそれぞれ二年延長する。

イ 警戒区域設定指示区域内の自動車以外の自動車の取得に係る自動車税の納税義務の免除措置及び警戒区域設定指示区域内の自動車に係る自動車税の特例措置について、次のとおり改める。

(7) (二)コの適用があった場合、当該代替自動車に係る平成二十四年度分及び平成二十五年度分の自動車税の納税義務を免除する。

(1) 自動車持出困難区域内の自動車が永久抹消登録等された場合には、自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日以後、自動車税の課税客体とみなさないものとする。

(五) その他

その他所要の規定の整備を行う。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

## 条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二十六号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条の二中、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第一項並びに第十四条第一項及び第三項中、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十三条中「附則第九条の三第一項」を「附則第九条の二第一項」に、「附則第九条の三第二項」を「附則第九条の二第二項」に改める。

附則第十八条中「次条第四項に規定する電気自動車、同条第五項各号に掲げる天然ガス自動車、同条第六項に規定する充電機能付電力併用自動車、同条第七項各号に掲げる電力併用自動車又は同条第八項第三号イに掲げる軽油自動車」を「次に掲げる自動車（第三十五条第一項の自動車をいう。以下この条から附則第十九条までにおいて同じ。）」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条に次の各号を加える。

一 電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。附則第十八条の四第一項において同じ。）

二 天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量（同法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項、次条及び附則第十八条の四第七項において同じ。）が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施

行規則で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。附則第十八条の四において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。同条第一項において同じ。）

四 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。次条において同じ。）

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び次条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び次条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

五 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次条において同じ。）

イ 乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条に次の一項を加える。

- 2 前項（第四号イに係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次条第四項において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、同号イ(3)中「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び次条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」と

あるのは、「平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百五十」と読み替えるものとする。

附則第十八条の二第一項中「(第三十五条第一項の自動車をいう。以下この条から附則第十九条までにおいて同じ。)」を削り、同条第二項中「第八項第一号、第二号若しくは第三号に掲げる軽油自動車又は附則第十八条の四第一項に規定する第一種省エネルギー自動車」を「次に掲げる自動車」に、「前条」を「附則第十八条の四第四項から第七項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、

次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、

次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、

次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、

次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。



- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の二第三項中「前条又は前項」を「前項又は附則第十八条の四第四項から第七項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の二第四項を次のように改める。

4 第二項(第一号イに係る部分に限る。)及び前項(第一号イに係る部分に限る。)の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第二項第一号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」とあるのは、「前条第二項に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、前項第一号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは、「前条第二項に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附則第十八条の二第五項から第八項までを削る。

附則第十八条の四第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項中「第二種省エネルギー自動車」を「第三種環境対応車」に改め、「(附則第十八条の二第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 附則第十八条の二第三項第一号(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げるガソリン自動車
- 二 附則第十八条の二第三項第二号八又は二に掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)

附則第十八条の四第二項を同条第三項とし、同項の次に次の四項を加える。

4 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第

九十一号)第三条第一項に規定する基本方針(次項及び第六項において「基本方針」という。)に平成三十二年までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項及び第六項において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で施行規則で定めるものに適合するものであること。

5 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から六百五十万円(乗車定員三十人未満の附則第十八条の四第五項に規定する路線バス等にあつては、二百万円)を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。

6 道路運送法第三条第一号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等(第三号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

7 次に掲げるトラック(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を

受けるものの取得に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日（第一号に掲げるトラックのうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び第二号に掲げるトラックにあつては、平成二十六年十月三十一日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が八トンを超えるトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則で定めるものに適合するもの

二 車両総重量が十三トンを超えるトラック（施行規則で定めるけん引自動車に限る。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

附則第十八条の四第一項中「第一種省エネルギー自動車」を「第二種環境対応車」に改め、「（附則第十八条の二第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 附則第十八条の二第二項第一号（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

二 附則第十八条の二第二項第二号八又は二に掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第十八条の四第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

次に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から四十五万円を控除して得た額」とする。

一 電気自動車

二 附則第十八条第一項第二号に掲げる天然ガス自動車

三 充電機能付電力併用自動車

四 附則第十八条第一項第四号（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

五 附則第十八条第一項第五号イに掲げる軽油自動車

六 附則第十八条第一項第五号八に掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第十八条の五の見出し中「警戒区域設定指示区域内の自動車」を「自動車持出困難区域内自動車」に改め、同条第一項中「警戒区域設定指示（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長に対して行った法附則第五十五条の二第一項第一号に掲げる指示をいう。以下同じ。）の対象区域（以下「警戒区域設定指示区域」という。）内の第三十五条第一項の自動車」を「法附則第五十二条第二項第一号に規定する自動車持出困難区域（以下「自動車持出困難区域」という。）内の自動車」に、「警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改める。

附則第二十一条第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第二十三条第一項中「とする自動車で施行規則で定めるもの」を「とする自動車で内燃機関を有しないもの」に、「及びメタノール」を「、メタノール」に、「定めるもの並びに」を「定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項において同じ。）並びに」に改め、同項第一号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第二項第二号イ中「この項」の下に「及び次項」を加え、「定めるもの（以下この号及び次項」を「定めるもの（以下この号」に改め、同号口中「及び次項」を削り、同項第三号中「（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。）」を削り、「備えているもので施行規則で定めるものをいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同項第四号中「以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）」を「次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第五項において「平成

二十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に改め、同条第三項中「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「平成二十一年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平成二十二年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

附則第二十三条第三項第三号中「に百分の百二十五」を「であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第五項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

### 三 充電機能付電力併用自動車

附則第二十三条第四項中「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「平成二十七年基準エネルギー消費効率」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十五年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平成二十二年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第三項(第四号に係る部分に限る。)及び前項の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第三項第四号中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第五項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十」とあるのは、「前項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、前項中「平成

二十七年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「第二項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附則第二十三条の二の見出し中「警戒区域設定指示区域内の自動車」を「自動車持出困難区域内自動車」に改め、同条第一項中「平成二十三年度から平成二十五年までの各年度分」を「平成二十四年度分及び平成二十五年分」に改め、同条第五項中「警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

### （自動車取得税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の埼玉県税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の埼玉県税条例（以下「改正前の条例」という。）附則第十八条の五第一項に規定する他の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

### （自動車税に関する経過措置）

4 改正後の条例附則第二十三条の規定は、平成二十四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

5 改正前の条例附則第二十三条の二第一項に規定する場合における同項に規定する他の自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

6 改正前の条例附則第二十三条の二第五項に規定する場合における同項に規定する対象区域内自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

（総務大臣が施行日以後最初に指定して公示した自動車持出困難区域に関する経過措置）

7 総務大臣が施行日以後最初に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域（以下この項において「自動車持出困難区域」という。）は、改正後の条例附則第十八条の五第一項並びに第二十三条の二第一項及び第五項の規定



の適用については、平成二十三年三月十一日から自動車持出困難区域であったものとみなす。この場合において、改正後の条例附則第十八条の五第一項中「当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、改正後の条例附則第二十三条の二第一項中「附則第十八条の五第一項」とあるのは「埼玉県税条例の一部を改正する条例（平成二十四年埼玉県条例第三十六号）附則第七項の規定により読み替えて適用される附則第十八条の五第一項」と、「平成二十四年度分及び平成二十五年分」とあるのは「平成二十三年度から平成二十五年分までの各年度分」と、同条第五項中「当該対象区域内自動車に係る自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」とする。

## 規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第四十号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「特別徴収対策課」を「個人県民税対策課」に改める。

第四十四条の表十八の三号中「第二十条の九の三第三項」を「第二十条の九の三第四項」に改め、同表二十七号中「第五十三条第四十七項」を「第五十三条第四十六項」に改め、同表二十七の二号中「第五十三条第四十八項」を「第五十三条第四十七項」に改める。

別記様式第十八号の三中「第20条の9の3第3項」を「第20条の9の3第4項」に改める。

別記様式第二十二号を次のように改める。

別記様式第二十二号

年度( 年 月分)個人の県民税課税額異動及び払込報告書														
区 分	県 民 税 課 税 額			県 ・ 市 町 村 民 税 徴 収 額					あ ん 按 分 率	県 民 税 払 込 額			県 民 税 不 納 欠 損 累 計 額	収 入 歩 合
	前月ま での計	本月分	累 計	前月ま での計	本 月 分			累 計		前月ま での計	本月分	累 計		
		円	円	円	円	徴収額	還付額	差引徴収 額	円	円	円	円	円	%
税 額	現年課税分(当該年度の収入となるべき額)													
	滞 納 繰 越 分	平成19年度分以降												
		平成18年度分以前												
		小 計												
計														
延 滞 金	現年課税分(当該年度の収入となるべき額)												備 考	
	滞 納 繰 越 分	平成19年度分以降												
		平成18年度分以前												
		小 計												
計														
合 計														

年 月 日  
 (宛先)  
 埼玉県 県税事務所長

市町村長 印

- 注意 1 毎月の払込みの際に作成すること。  
 2 3月31日現在の按分率<sup>あ</sup>によつて清算される3月から5月までの徴収分の払込みについては、清算した後実際に払い込む場合の金額を県民税払込額の本月分の欄に記載するものとし、その清算内訳は、別紙明細書に記載し、本報告書に添付すること。

別記様式第二十四号を次のように改める。

別記様式第二十四号

年度( 年 月分)個人の県民税清算払込明細書										
区 分	2月までの県民税市町村民税の総徴収額 (1)	確 定 (3月31日) 率 (2)	2月までの県民税払込確定額 (1)×(2) (3)	2月までの県民税払込累計額 (4)	払 込 過 不 足 額 (3)-(4) (5)	本月分県民税市町村民税総徴収額 (6)	本月分県民税払込額 (6)×(2) (7)	払込過不足額を清算した払込額 (7)+(5) (8)	県 民 税 払 込 累 計 額 (4)+(8) (9)	備 考
税 額	現年課税分(当該年度の収入となるべき額)	円		円	円	円	円	円	円	
	滞 繰 越 分	平成19年度分以降								
		平成18年度分以前								
		小 計								
	計									
延 滞 金	現年課税分(当該年度の収入となるべき額)									
	滞 繰 越 分	平成19年度分以降								
		平成18年度分以前								
		小 計								
	計									
合 計										
個人の県民税払込報告書の清算に係る明細は、上記のとおりです。										

別記様式第二十七号中「第45項を「第44項」に改める。  
第46項」

「第45項」 「第44項」

別記様式第二十七号の二中「第46項を「第45項」に改める。  
第47項」 「第46項」

別記様式第三十三号の三(一)中「おて先」を「宛先」に、「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

別記様式第三十四号及び別記様式第三十四号の二を次のように改める。

<div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">整理番号</div> <div style="float: left; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; margin-left: 10px;">                     受付印                 </div> <h2 style="text-align: center; margin: 0;">不動産取得税減額申告書</h2>					
年 月 日  (宛先) 埼玉県 県税事務所長	納	(取 得 者)	住所又は所在地		
	税	務	氏名又は名称 及び代表者氏名	(電話 ( ) 番) <span style="float: right;">印</span>	
減額を受けようとする 不動産取得税	年 度	納 税 番 号	税 額	減額を受けようと する税額	納 税 の 済 否
			円	円	納 税 し て い る  納 税 し て い な い
減額を受けようとする事由等(該当の数字を 印で囲み、所要事項を記入してください。)					
1 取得した不動産は、その取得の日から1年以内に公共事業の用に供するため収用され、譲渡し、若しくは移転補償を受けた不動産又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実と認められる不動産として譲渡し、若しくは移転補償を受けた不動産に代わるものとなつた。 収用され、譲渡し、又は移転補償を受けた不動産					
土 地 の 所 在 地 家 屋 の 所 在 地	地 番 家 屋 番 号	地 目 種 類 ・ 構 造	用 途	地 積 床 面 積	固 定 資 産 課 税 台 帳 価 格
				m <sup>2</sup>	円
収用・譲渡・移転補償の別	収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした年月日		公 共 事 業 の 種 類	公 共 事 業 の 起 業 者	
収用・譲渡・移転補償	. .				

2 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金又は地方税法施行規則附則第3条の2の19の助成金の支給を受けて取得した当該事業所の事業の用に供する施設を当該取得した日から引き続き3年以上当該事業所の事業の用に供した。

施 設 の 所 在 地	施 設 の 種 類	床 面 積	取 得 年 月 日	助 成 金 の 額
		m <sup>2</sup>	・ ・	円

- 注意 1 この申告書は、埼玉県税条例第32条の11の2第1項又は地方税法附則第11条の4第1項の規定により不動産取得税の減額を受けられることとなつた場合に、直ちに提出してください。
- 2 この申告書には、不動産取得税の減額を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。
- 3 印の欄は、記入しないでください。



別記様式第三十四号の二

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div>		整理番号
不動産取得税納税義務免除申告書		
年 月 日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長	納税義務者	住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名 (電話 ( ) 番)
納税義務の免除を受けようとする不動産取得税	年 度	納 税 番 号
		税 額
		円
		納 税 の 済 否
		納税している ・ 納税していない
納税義務の免除を受けようとする事由等（該当の数字を 印で囲み、所要事項を記入してください。）		
1 譲渡担保権者が、譲渡担保財産として取得した不動産を債権の消滅により譲渡担保財産の設定の日から2年以内に譲渡担保財産の設定者に移転した。		
	設定者へ移転した年月日	譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）
	. .	
2 その他の事由（該当の数字を 印で囲んでください。）		

( 1 ) 次のア又はイに該当する。

ア 再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い建築施設の部分を取得した場合において、建築工事の完了の公告があつた日の翌日に譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得した。

イ 再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い公共施設の用に供する不動産を取得した場合において、公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得した。

( 2 ) 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が農地売買等事業の実施により地方税法施行令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地をその取得の日から5年以内(これらの土地の取得の日から5年以内にこれらの土地について土地改良法による土地改良事業が開始された場合において、当該事業の完了の日として地方税法施行令で定める日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとなつたときは、当該1年を経過する日までの間)に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業の実施により現物出資した。

( 3 ) 土地改良区が換地計画において定められた換地を取得した場合において、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡した。

- 注意 1 この申告書は、埼玉県税条例第32条の11の3第1項、第32条の11の4第1項、第32条の11の5第1項又は第32条の11の6第1項の規定により既に課税を受けている不動産取得税の納税義務の免除を受けられることとなつた場合に、直ちに提出してください。
- 2 この申告書には、不動産取得税の納税義務の免除を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。
- 3 印の欄は、記入しないでください。

別記様式第三十六号及び別記様式第三十六号の二を次のように改める。

受付印

整理番号

不動産取得税減額予定の申告書

年 月 日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長	取 得 者	住所又は所在地	
		氏名又は名称及び代表者氏名	

不動産取得税の徴収猶予を受けようとする不動産	土地の所在地	地 屋 番 号	地 種 類 ・ 構 造	地 床 面 積	取得した年月日
	家 屋 の 所 在 地	家 屋 番 号		m <sup>2</sup>	
					. .

徴収猶予を受けようとする事由等(該当の数字を 印で囲み、所要事項を記入してください。)

1 土地を取得した日から2年以内(平成11年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得した土地については、3年以内(平成16年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得した土地で地方税法施行令で定める場合においては、4年以内))にその土地の上に特例適用住宅が新築される予定である(その土地の取得をした者がその土地を住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は住宅の新築がその土地の取得をした者から直接その土地を取得した者により行われる場合に限る。)

新築される予定の 住宅	住 宅 の 種 類	床 面 積	着 工 予 定 年 月 日	完 成 予 定 年 月 日
	一 戸 建 住 宅	m <sup>2</sup>	. .	. .
	共 同 住 宅			

2 土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある既存住宅等を取得する予定である。

取得する予定 の既存住宅等	住 宅 の 種 類	床 面 積	新 築 年 月 日	現 在 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	取 得 予 定 年 月 日
	一 戸 建 住 宅	m <sup>2</sup>	. .		. .
	共 同 住 宅				

3 取得した不動産は、その取得の日から1年以内に公共事業の用に供するため収用され、譲渡し、若しくは移転補償を受ける予定の不動産又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実と認められる不動産として譲渡し、若しくは移転補償を受ける予定の不動産に代わるものとなる予定である。

収用され、譲渡し、又は移転補償を受ける予定の不動産

土地の所在地 家屋の所在地	地番 家屋番号	地目 種類・構造	用途	地積 床面積	固定資産課税台帳価格
				m <sup>2</sup>	円
収用・譲渡・移転補償の別	収用され、譲渡し、又は移転補償に係る契約をする予定の年月日		公共事業の種類	公共事業の起業者	
収用・譲渡・移転補償	.				

4 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金又は地方税法施行規則附則第3条の2の19の助成金の支給を受けて取得した当該事業所の事業の用に供する施設を当該取得した日から引き続き3年以上当該事業所の事業の用に供する予定である。

施設の所在地	施設の種類	床面積	取得年月日	助成金の額
		m <sup>2</sup>	.	円

- 注意 1 この申告書は、埼玉県税条例第32条の9第1項若しくは第32条の11の2第2項又は地方税法附則第11条の4第2項の規定により不動産取得税の徴収猶予を受けようとする場合に、不動産取得申告書と併せて提出してください。
- 2 この申告書には、不動産取得税の徴収猶予を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。
- 3 印の欄は、記入しないでください。

受付印

整理番号

不動産取得税納税義務の免除予定の申告書

年 月 日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長	取得者	住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名				
不動産取得税の納税義務の 免除を受けようとする不動産	土地の所在地 家屋番号	地種類・構造	地床面積 m <sup>2</sup>	積積	取得した年月日 . .	

徴収猶予を受けようとする事由等（該当の数字を 印で囲み、所要事項を記入してください。）

1 取得した不動産は、譲渡担保権者が譲渡担保財産として取得したもので、譲渡担保財産の設定の日から2年以内にその設定者に移転する予定である。

設定者へ移転予定の年月日	. .
--------------	-----

2 その他の事由（該当の数字を 印で囲んでください。）

( 1 ) 次のア又はイに該当する。

ア 再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い建築施設の部分を取得した場合において、建築工事の完了の公告があつた日の翌日に譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得する予定である。

イ 再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い公共施設の用に供する不動産を取得した場合において、公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得する予定である。

( 2 ) 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が農地売買等事業の実施により地方税法施行令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地をその取得の日から5年以内(これらの土地の取得の日から5年以内にこれらの土地について土地改良法による土地改良事業が開始された場合において、当該事業の完了の日として地方税法施行令で定める日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとなつたときは、当該1年を経過する日までの間)に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業の実施により現物出資する予定である。

( 3 ) 土地改良区が換地計画において定められた換地を取得した場合において、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡する予定である。

- 注意 1 この申告書は、埼玉県税条例第32条の11の3第2項、第32条の11の4第2項、第32条の11の5第2項又は第32条の11の6第2項の規定により不動産取得税の徴収猶予を受けようとする場合に、不動産取得申告書と併せて提出してください。
- 2 この申告書には、不動産取得税の徴収猶予を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。
- 3 印の欄は、記入しないでください。





2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、  
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

